

# 新技術活用システムの 申請登録にあたって

---

九州  
九州  
国土  
土地  
交方  
技術  
通整  
整事  
省備  
務務  
局所

## ◆NETIS登録にあたって◆

NETIS登録にあたっては、下記の内容確認を行います。

- ①登録申請書類に不備(記載事項の遺漏)がないこと
- ②NETIS 申請者より申請された技術(以下「申請技術」という。)が**新技術**であること
- ③**同一技術の再申請でない**こと(「3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新」によるNETIS登録技術の内容等の変更申請の場合を除く。)  
ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。
  - イ 申請技術の原理が、NETIS 登録技術(過去にNETIS 登録技術であったものを含む。)と同じ又は酷似している
  - ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イのNETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である
  - ハ 申請技術の技術開発者が、イのNETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等イのNETIS 登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる
- ④登録申請書類の「技術詳細説明資料」(以下「技術詳細資料」という。)に記載する**従来技術**(以下「技術詳細資料に記載の従来技術」という。)が、当該技術の評価の比較対象として**適切**であること

実施要領3.1(9)申請受理の要件

次ページから上記①～④についてご説明します。

# ◆①申請書類◆

NETIS登録にあたって申請者は、様式-1~4までの申請書類を作成してください。  
内容については、ヒアリングを行いながら確認を行っていきます。

登録申請書類

別紙1

様式1

新技術情報提供システム(NETIS) 登録申請書

平成 年 月 日

受付地等  
国土交通省  
地方整備局長（北海道開発局長）  
宛

会 社 名  
代 表 者 氏 名

法人印

所 在 地  
電 話

「公共工事等における」  
なお、本申請技術は、

1. 技術名称：  
（商標名）

2. 担 当 意 旨：  
会社名  
所 属  
所 在 地  
電 話  
FAX  
E-mail

※ 1：技術名称は、その  
商標がある場合に

(名称・分類)

様式2

必要に応じて評価項目の追加を行ってください。

この様式に記載された事項は新技術活用評価会議及び国土交通省職員の参考資料として使用されず(外部への公表は行いません)

(注)従来技術との比較に加え、既存のNETIS登録技術との比較も行ってください。また必要に応じて評価項目を追加してください。

技術名：○○○工法	従来技術 ○○○工法	提案技術 △△△工法	既存のNETIS登録技術 □□□△△△工法	既存のNETIS登録技術 △△△△△△工法	既存のNETIS登録技術 ××××××工法
工夫概要					
概観図					
新機					
経済性					
評価					
工期・工期					
評価					
品質・出来型					
評価					
現場条件					
評価					
設計条件					
評価					
安全性					
評価					
施工性					
評価					
環境					
評価					
その他 (自由設定)					
評価					
その他 (自由設定)					
評価					

様式4

## ◆②新技術の定義◆

「新技術」とは、下記の定義となり、**合致するか確認**を行います。

技術の**成立性**が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、**実用化**している**公共工事等に関する技術**であって、当該技術の適用範囲において**従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術**又は**同程度以上と見込まれる技術**をいう。

「技術の**成立性**」とは、**論理的な根拠**があり、**技術的な事項に係る性能、機能等**が当該技術の**目的や国が定める基準等**を満足することをいう。

「**実用化**」とは、利用者の求めに応じて当該技術を**提供可能な状態**にあるものをいう。

「**従来技術**」とは、**公共工事等において標準的に使用される技術等**をいう。

「**従来技術に比べ活用の効果が同程度**」とは、**技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているかまたは劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合い**であると判断することをいう。

実施要領1.3定義イ

活用の効果は、**経済性、工程、品質、安全性、施工性、周辺環境への影響**の6項目について従来技術と比較を行います。

### ◆③同一技術の再申請◆

同一技術の再申請とは、以下の3つの項目すべてに該当する場合があります。

- イ 申請技術の原理が、NETIS 登録技術(過去にNETIS 登録技術であったものを含む。)と同じ又は酷似している
- ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イのNETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である
- ハ 申請技術の技術開発者が、イのNETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に属している等イのNETIS 登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる

実施要領3.1(9)申請受理の要件

※類似のNETIS登録技術についても申請者の方でNETISで検索を行い確認をしてください。

## ◆④従来技術◆

従来技術が適切であるか確認を行います。

登録申請書類の「技術詳細説明資料」(以下「技術詳細資料」という。)に記載する**従来技術**(以下「技術詳細資料に記載の従来技術」という。)が、当該技術の評価の比較対象として適切であること

実施要領3.1(9)申請受理の要件

### ◇従来技術の設定について◇

従来技術は、申請技術の比較対象となる技術で、評価する際の比較基準となります。なお、従来技術は過去に自社で開発されたもの、自他社においてNETISに登録されている技術は不可とし、**工法・機械等**については、「国土交通省土木工事標準積算基準」、「港湾土木請負工事積算基準」等に記載されている工法から選定して下さい。材料等については、一般的に使用されているものから選定して下さい。

「NETIS」HP(様式2記入例)p. 3より抜粋

なお、従来技術の設定にあたっては、**条件が合致する技術を選定**する必要があります。

例えば、仮設で鋼矢板を打ち込む新技術で、騒音・振動の低減を目的とする新技術であった場合、従来技術は、「バイブロハンマ工」ではなく、「油圧圧入工法」が従来技術となります。

更に、新技術の売りが、転石等があった場合でも適用可能であれば、従来技術は「油圧圧入工法(ウォータージェット併用)」となります。

## ◆その他申請にあたっての留意事項◆

その他申請にあたっては、下記を留意してください。

- ①申請者が全ての資料を作成する必要があります。また、申請された記述内容を確認するための裏付け資料も提出して頂きます。作成にあたっては、記入例などを参考にしてください。
- ②申請費用はかかりませんが、資料作成やヒアリング時の交通費などは申請者負担となります。
- ③申請技術について特許権等知的財産権(申請中も含む)の有無を確認してください。(実施要領3.1(10)知的財産権の確認)
- ④NETIS掲載情報は、新技術活用に当たっての参考情報といった性格のもので、登録が完了したからといって、国交省が当該技術に関して証明、認証するものではありません。  
また、登録後、国交省等で活用を約束するものでもありません。

# ◆申請書類のダウンロード◆

NETIS登録に必要な申請書類はNETISもしくは九州技術事務所HPからダウンロードしてください。

NETISトップ画面

**NETIS** 新技術情報提供システム  
New Technology Information System

NETISとは | 新技術の検索 | 新技術の最新情報 | **新技術の申請方法** | NETISのRSS 配信 | RSS | サイトマップ

**申請情報(新技術概要説明情報)**

NETIS(申請情報)への登録申請に必要な書類は以下のとおりです。ただし、必ず申請しようとしている地方整備局の技術事務所のホームページを確認して下さい。

- ・様式1 [申請書](#)
- ・申請書(様式-1)は必ずA3で両面印刷し、二つ折りにして提出してください。表裏2枚をのり付けたもの、表裏一枚ずつのままのもの等で提出された場合は、受理出来ません。
- ・掲載内容には必ず代表者印を押してください。
- ・誤記等の記載ミスも虚偽記載として扱われる場合があるため、慎重に記入してください。
- ・様式I-15 [申請情報の変更・更新申請書](#)
- ・様式2 [技術概要説明資料 記入例](#)

資料作成システム(新技術情報入力システム)のダウンロード画面へ移動します。  
[新技術情報入力システム操作マニュアル](#)  
(Ver7.6XX版) 2009.3.27付

- ・様式3 [詳細説明資料](#) [記入例](#)
- ・様式4 [比較表](#) [記入例](#)

NETIS掲載情報の取り扱いについて、実施規約同意書をご確認の上、提出して下さい。

- ・[実施規約同意書](#)

詳細は[実施要領の附則7\(2\)](#)に記載があります。また、[実施要領](#)、[実施要領別紙](#)もご覧ください。

**評価情報(活用効果調査表等)**

事後評価に必要な申請書等です。「公共工事等における新技術活用システム」運用マニュアル等を確認して下さい。

- ・様式I-7 [試行・評価申請書](#)
- ・様式I-8 [試行希望調査](#)
- ・様式I-13 [活用申請書](#)
- ・様式I-14 [試行申請に関する同意書](#)

フィールド提供型の場合は、技術提案の募集時に別に定める技術資料の提出様式とします。なお、発注者指定型は申請を必要としません。

事後評価のための調査表です。新技術の活用等を行う際に必要となるものです。

- ・[試行調査表](#)
- ・[活用効果調査表](#)

調査表作成システム(活用効果調査入力システム)のダウンロード画面へ移動します。活用効果調査入力システムでは以下の様式が作成できます。

- ・[様式IV-8-3 活用効果調査表\(3\)/諸負者・技術開発者側提出用](#)

[活用効果調査入力システム操作マニュアル](#)  
(Ver2.0XX版) 2012.8.10付

「新技術の申請方法」をクリック

申請書類や記載例、実施要領がありますのでここからダウンロードしてください。



## ◆最後に◆

NETISに登録がされた後についても、申請内容に変更が生じた場合には、必ず変更・更新申請を行ってください。

特に問い合わせ先について、連絡が取れない場合には、掲載中止となる場合もありますのでご注意ください。

# END